

学生の選挙権について

大学や専門学校などに就学のため、親元を離れて寮や下宿などに居住している学生の住所は、特別の事情がない限り「寮や下宿の所在地」にあるとされていますので、住民票を本市にそのまま残している学生は、東かがわ市でも就学地の市区町村でも投票ができませんので、ご注意ください。

投票するためには、実際に居住している寮や下宿などの所在地の市区町村に住民票を移す手続きを行う必要があります。

居住している市区町村に転入届を提出した日から3ヶ月たちますと、その市区町村の選挙人名簿に登録される資格ができます。